

# 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法17条第1項の規定に基づき、川越都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 1 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、日高市、川越市及び川島町の行政区域全域です。

## 2 変更の必要性

行為制限の解除に伴うもの（変更）

日高第80号生産緑地地区の一部区域については、指定から30年が経過したため、生産緑地法第10条第1項の規定による買取り申出がありました。都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第13条の規定に基づき生産緑地の取得のあっせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあっせんに至りませんでした。これにより、同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区の「位置、区域及び面積」を変更するものです。

## 3 変更の内容

日高第80号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更

変更概要図のとおり。